

考えてみよう！

これからの市町村のあり方



地域の将来をみんなで考えよう

京都府市町村行政改革支援会議
(京都府・京都府市長会・京都府町村会)

① 今、市町村はどのような課題に直面しているのですか？

少子高齢化の急速な進行、IT革命と呼ばれる高度情報化の進展、地球的規模での環境問題など、地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

住民生活に最も身近な基礎的地方公共団体である市町村には、こうした環境の変化や新たな政策課題に的確に対応していくことが期待されており、より一層の行財政基盤の充実が求められています。

市町村合併は、そのための有効な手段の一つではありますが、同時に、地方自治の根幹に関わる重要な問題であることから、市町村や議会、住民の方々の自主的で主体的な議論が十分に行われ、これに基づいて行われることが重要です。

このため、京都府、京都府市長会、京都府町村会では平成13年3月に「これからの市町村のあり方について」を公表し、これをたたき台とした議論を呼びかけています。

このパンフレットをもとに、今お住まいの市町村の将来について、考えてみてください。

現在、市町村は、少子高齢化や過疎化の進行、日常生活圏の拡大などといった社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していくことが求められています。

また、地方分権時代を迎え、市町村は自己責任・自己決定の原則の下、住民に身近なサービスを地域の責任ある選択に基づいて提供していくことが求められています。

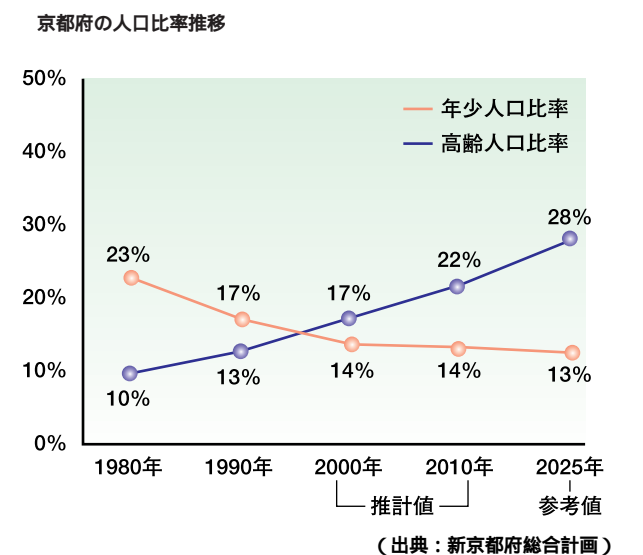
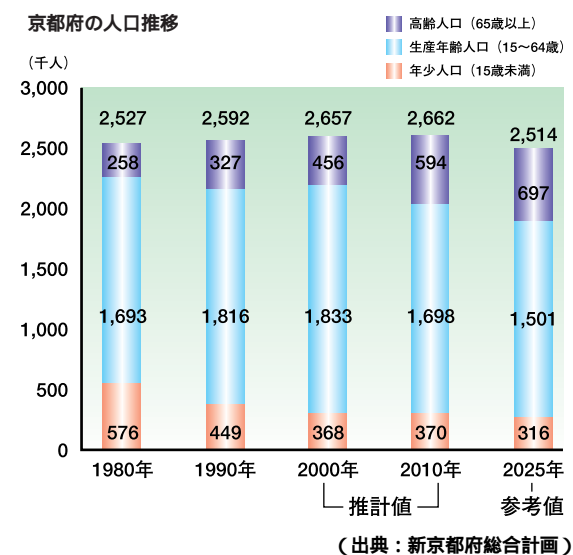
市町村がこうした課題に取り組んでいく上で、必要な行政体制や行財政基盤をいかに整備・充実していくべきか、市町村合併や事務の共同化も含め、幅広い視点から真剣に検討すべき時期が来ています。

市町村の行財政運営を取り巻く社会潮流

少子高齢化の進行

今後は急ピッチで人口の減少と高齢化が進み、地域社会の担い手が減少していくことが予想されます。

住民負担の増加を抑えながら、現在の行政サービスの水準を維持・向上していくには、行財政基盤を強化する必要があります。



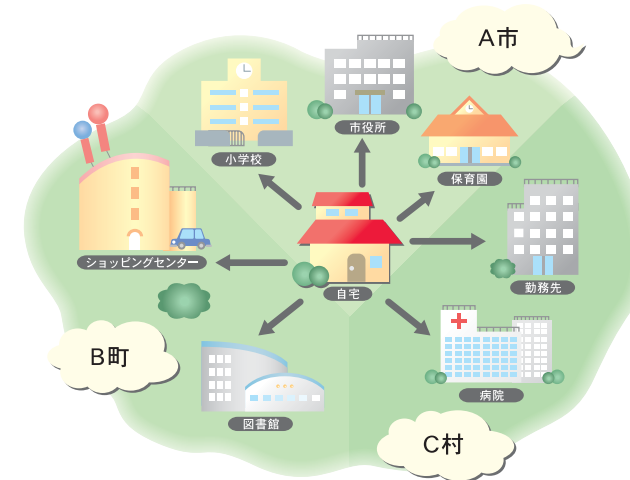
Contents

- ① 今、市町村はどのような課題に直面しているのですか？ 1
- ② 市町村合併にはどのようなメリットがあるのですか？
また、デメリットはないのでしょうか？ 4
- ③ 市町村合併の組合せとしてはどのようなものが考えられますか？ 8
- ④ これからの市町村のあり方について
京都府内ではどのような議論が行われていますか？ 10

過疎化の進行

少子高齢化は特に過疎地域で深刻な影響をもたらします。地域社会の維持が難しくなり、高齢化による財政負担が増え、地域の活力が低下するなど、行財政運営にも困難な影響が予想されます。

過疎地域で暮らす住民の生活を守っていくため、市町村の行政体制をより一層充実していく必要があります。



日常生活圏の拡大

交通網の整備などにより、通勤や通学、通院、買物など私たちの日常生活圏は市町村の区域を越えて広がっています。

このため、行政サービスを広域的に展開していくことが求められています。

分権型社会の課題

地方分権時代の到来

分権型社会においては、市町村は自らの判断で住民福祉の向上のための施策を立案し、実施することが求められています。

また、高度情報化の進展や環境問題など新たに対応を迫られている行政課題が山積しています。

このため、専門的な組織を設けたり、専門職員を配置するなど、体制を整備し、職員の政策形成能力をより一層高める必要があります。



このように、市町村を取り巻く状況を考えると、市町村の行財政基盤をより一層充実・強化しなければならないことがわかります。そのための有効な方策の一つとして市町村合併に関する議論が盛んになっています。

そこで、次に市町村合併について考えてみましょう。

② 市町村合併にはどのようなメリットがあるのですか？

また、デメリットはないのでしょうか？

市町村の行財政能力を高め、日常生活圏に合致した行政主体を構築していくためには、市町村の合併は有効な方策の一つです。

合併にはメリットとともにデメリットがあり、合併について議論する際には、どのようなメリットを享受できるのか、またデメリットにはどのように対処するのかを十分認識することが必要です。

合併のメリット

広域的なまちづくり

日常生活圏の拡大に対応した広域的な視点から、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになります。

環境問題や水資源問題、観光振興など広域的な調整や取組みが必要な課題について、迅速かつ総合的に施策を展開することが期待できます。

市町村権能の拡大

合併により市制施行されたり、特例市・中核市に移行する場合には、市町村の権能が広がります。

例えば、これまで府と市町村に分かれていた事務が、住民に身近な市において実施されることとなり、地域に密着した総合的な行政サービスの提供が可能となります。

地域のイメージアップ

より大きな市町村が誕生することにより、地域の拠点都市としての位置づけが確立します。

地域の存在感や情報発信力が向上して地域のイメージアップにつながり、地域の様々な主体による新しいまちづくりに向けての気運醸成と相まって、企業誘致や若者の定着など、地域の活性化が期待できます。



行政水準の向上

情報化、男女共同参画、介護など、小規模な市町村では設置が難しい専任の組織・職員を配置できるようになり、行政水準が高まります。

専門職（社会福祉士、保健婦、土木技師、建築技師など）を採用・増員でき、高度な行政サービスが提供できるようになります。

行政の効率化による行財政基盤の強化

重複する管理部門等を効率化し、行政サービス部門や新たな政策課題に対応するための組織・人員を充実することが可能となります。

効果的な施設等の整備

公共施設が効果的に配置され、狭い地域で類似施設が新たに建設されるといった無駄がなくなります。

高度情報化に対応した情報通信基盤や地域間を結ぶ道路網の整備など地域全体の発展に資するような基盤整備の促進が望めます。

過疎地域等の機能維持

人口減少や高齢化の進行により、行財政運営が困難になることが懸念される地域において、一定の行政水準を維持できる体制の整備が期待できます。



合併のデメリットと対応策

住民にとって不便になり、意見が反映されにくくなるのでは？

市役所や町村役場が遠くなり、利便性が低下することや、地域の意見が行政に反映されにくくなる懸念が懸念されます。



このため、窓口サービスを広域的に提供したり、住民の交通手段を確保することが課題となります。
また、住民が身近な公共施設を運営管理できる仕組みを設けたり、地域審議会^(注1)制度等を活用するなど、住民参加型の行政運営を推進することが求められます。

歴史・文化・伝統など地域アイデンティティが失われるのでは？

旧市町村毎に実施されてきた特徴ある施策等を継続することが難しくなり、地域アイデンティティが希薄になることが懸念されます。



このため、旧市町村やコミュニティ単位の行事を存続させたり、小学校等の施設に地域の名称を残すことなどが考えられます。
また、旧市町村の総合計画を市町村建設計画^(注2)に反映させることなどが求められます。

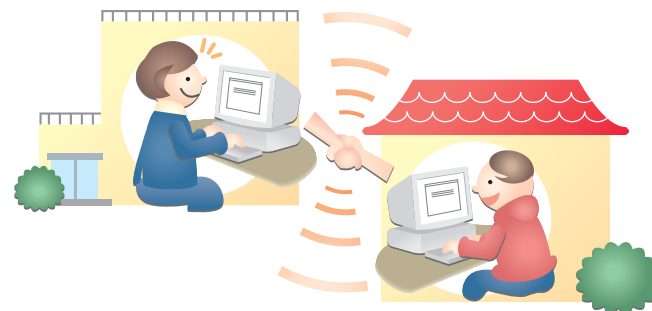
中心部だけが発展し、周辺部が取り残されるのでは？ また、市町村間の格差を是正するのに多大な負担が必要では？

新市町村の中心部から遠く、過疎化・高齢化が進む周辺部への投資が行われにくくなる懸念が懸念されます。

また、旧市町村間で行政水準や住民負担、財政状況等に大きな格差がある場合は、格差を是正するための施策が必要となって、多大な行政負担が生じる場合があります。



このため、中長期的な視点に立って、新しい地域全体の将来像を策定することが求められます。
また、地域の均衡ある発展を助成し、合併特例債^(注3)や地域審議会を活用することが求められます。
さらに、行政サービスや住民負担の格差に関する確かな評価・分析を行うことや格差を段階的に調整していくことが課題となります。



地方交付税が減少するのでは？

地方交付税が減少し、新市町村の財政運営に支障を来すことが懸念されます。



合併しても、一定期間は合併しなかった場合と同額の地方交付税が保障^(注4)されます。この間に本来の行政需要に応じた交付税額で必要な行政サービスが提供できるよう行財政基盤の強化と計画的な行政運営を行うことが求められます。

行政効率が低下するのでは？

合併で面積が広大になる場合には、支所の設置等が必要となり、行財政運営の効率化につながりにくいことが懸念されます。



このため、支所を適正に配置したり、本庁と適切に役割分担することが課題となります。また、電子自治体の推進など新たな行政サービスの提供手法を検討することが求められています。

注

地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、旧市町村の区域毎に地域審議会を置くことができます。

市町村建設計画

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するため、合併する前に、合併後の市町村建設の根幹となる事業等を内容とする計画を策定することとなっています。

合併特例債

合併後10年間に限り、市町村建設計画に基づいて行う公共施設の整備事業及び地域住民の連帯強化、旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立等について合併特例債と呼ばれる有利な地方債（元利償還金の7割が地方交付税で措置）が活用できます。

合併算定替

合併後10年間は合併しなかった場合と同額の交付税額が保障されます。その後5年間で段階的に減額されます。これを合併算定替と呼びます。

これらは市町村合併特例法に基づく特例措置であり、これらの特例を受けるには平成17年3月末までに合併することが必要です。

③ 市町村合併の組合せとしてはどのようなものが考えられますか？

京都府・京都府市長会・京都府町村会が示した「これからの市町村のあり方について」では、議論のたたき台として京都府内で26とおりの組合せ試案が提示されています。

市町村の組合せ試案

		市町村の組合せ試案	人口(人)	面積(km ²)
北部地域	基本となる組合せ	加悦町、野田川町	18,945	95.0
		宮津市、岩滝町、伊根町	33,036	243.3
		宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町	51,981	338.2
		網野町、丹後町、弥栄町	29,352	220.4
		峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	65,578	501.8
	その他	宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	117,559	840.1
		福知山市、三和町、夜久野町、大江町	83,120	552.6
		福知山市、綾部市、三和町、夜久野町、大江町	122,001	899.7
		峰山町、大宮町、久美浜町	36,226	281.4
		舞鶴市、綾部市	132,931	689.2
中部地域	基本となる組合せ	舞鶴市、大江町	99,755	438.9
		園部町、八木町、日吉町	32,386	275.8
		丹波町、瑞穂町、和知町	17,929	303.1
	その他	京北町、美山町	11,917	558.2
		園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町	50,315	578.9
		京北町、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町	62,232	1,137.1
		亀岡市、園部町、八木町、日吉町	126,941	500.7
南部地域	基本となる組合せ	向日市、長岡京市、大山崎町	147,007	32.8
		宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	442,739	257.8
		加茂町、笠置町、和束町、南山城村	27,301	189.6
		山城町、木津町、精華町	69,162	73.8
	その他	山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	96,463	263.4
		宇治市、城陽市、久御山町、井手町、宇治田原町	309,480	190.4
		八幡市、京田辺市	133,259	67.3
		京田辺市、木津町、精華町	119,617	92.2
城陽市、井手町、宇治田原町、山城町	112,410	133.6		

(人口：平成12年国勢調査、面積：国土地理院「全国都道府県面積調」)

組合せ試案の考え方

全ての市町村において、原則として複数の組合せを示しています。

合併後の人口は、原則として概ね2万人以上を想定しています。

合併後の面積は著しく広大とならないよう配慮しています。

全ての市町村が将来展望を見出せるようにしています。

京都市については組合せ試案の対象には含めていません。

この組合せ試案はあくまでも「たたき台」であり、合併の議論がこれに限定されるものではありません。これ以外の組合せによる合併や段階的な合併もあり得ます。

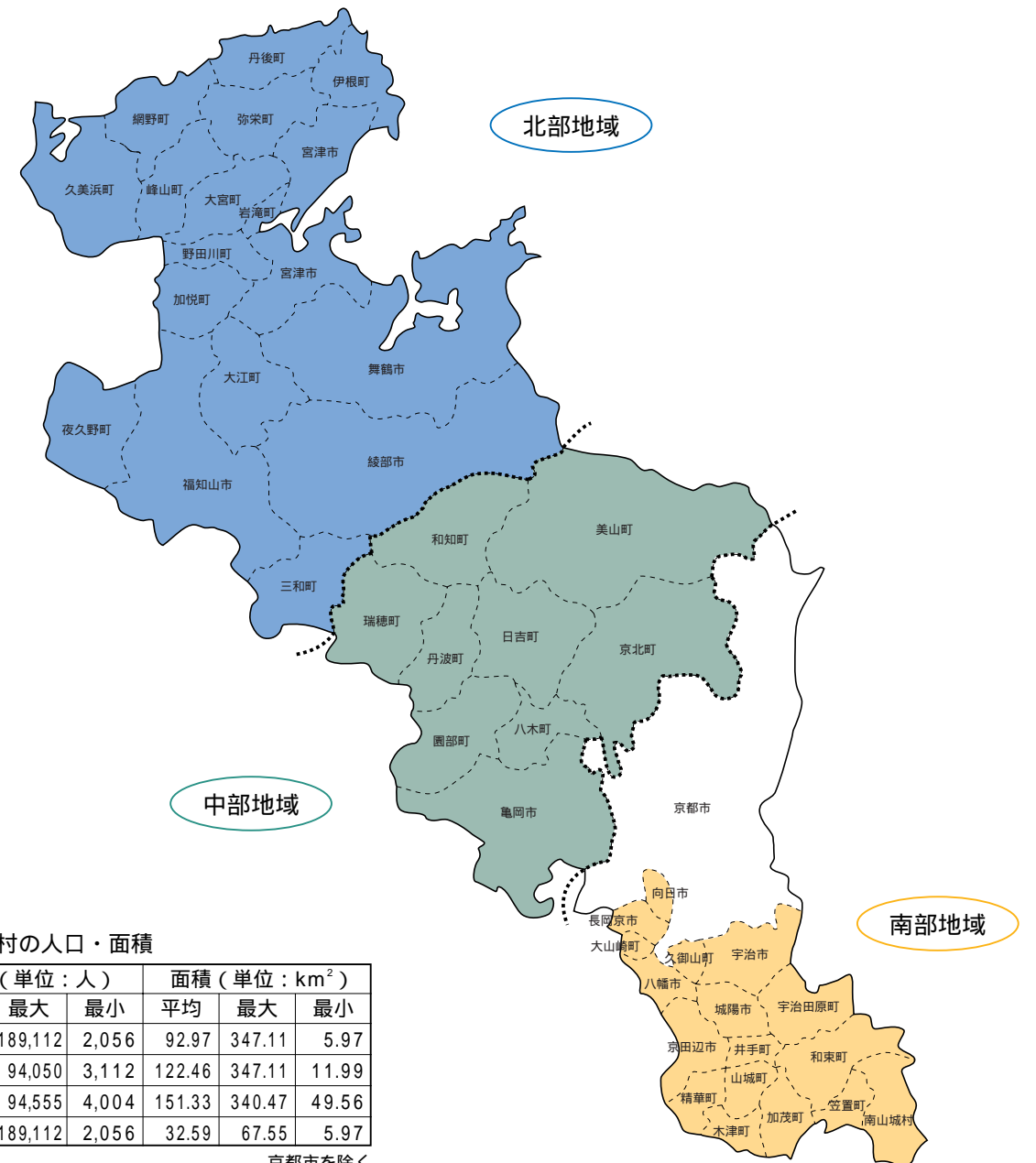
基本となる組合せ

広域行政圏単位・郡単位の組合せ試案を優先しています。

地理的・歴史的条件、行政活動・産業経済・日常生活圏域の状況等についての各種指標を分析し、市町村の結びつきを重視した組合せ試案を提示しています。

その他の組合せ

「基本となる組合せ」ほど強い結びつきは認められないものの、特定の要素に関して、一定の結びつきがあると考えられる地域における組合せ試案を提示しています。



④ これからの市町村のあり方について京都府内ではどのような議論が行われていますか？

市町村のあり方、とりわけ市町村合併は地方自治の根幹に関わる問題です。このため、市町村や議会、住民の方々の自主的で主体的な議論が十分に行われ、これに基づいて実現されることが何よりも重要です。

京都府内では4つの地域（丹後・中丹・京都中部・京都南部）において市町村長等で構成する「行政改革推進地域会議」が組織され、行政改革や市町村合併などについての議論が始まっています。

また、京都府・京都府市長会・京都府町村会では、「京都府市町村行政改革支援会議」を設け、こうした各地域の主体的な取組みを積極的に支援しています。

皆さんも地域の将来に思いを巡らせ、現在お住まいの市町村を見つめ直して、市町村のあり方についてみんなで考えてみてください。

京都府では各地域で合併問題などを検討する自主的なセミナーや勉強会などに講師等をアドバイザーとして派遣しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

市町村合併等についての詳しい情報は下記のホームページに掲載しています。

京都府ホームページ
<http://www.pref.kyoto.jp/>

総務省ホームページ
<http://www.soumu.go.jp/>

お問い合わせ先

京都府総務部地方課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL 075-414-4449 FAX 075-451-5452


古紙配合率100%再生紙を使用しています